

市職員の不適正な事務処理及び
市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

中間報告書（第5回）

令和7年6月27日

延岡市議会
市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

目 次

第1	調査事件	p. 1
第2	調査に至った経緯	p. 1
第3	特別委員会	p. 1
第4	調査経費	p. 2
第5	委員会の開催状況	p. 3
第6	証人の出席等	p. 5
第7	記録、資料の提出	p. 6
第8	実地調査の有無	p. 6
第9	告発等の有無	p. 6
第10	調査結果	p. 7

第1 調査事件

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項
- (2) 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項
- (3) 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項

なお、本中間報告においては、上記事項のうち(3)の事項に関する中間的な報告を行う。

第2 調査に至った経緯（※上記(3)に関するもの）

本委員会では、令和5年9月29日の本会議において「決議第1号 市職員の不適正な事務処理等に関する調査に関する決議」が可決されたことから、上記調査事件のうち(1)と(2)の項目について、調査を行っていた。

一方で、読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関しては、市議会として、令和6年6月定例会において「決議第4号 延岡市役所ハラスメント問題に関する第三者委員会の設置及び調査を求める決議」を可決し、第三者委員会の設置及び調査を求めたが、同年9月定例会での市当局の答弁などから、市当局が第三者委員会を設置する意図がないことが明らかとなった。

あわせて、令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関しても、市長は「公文書ねつ造」との発言を行い、その後の議員からの一般質問における発言撤回の要求に応じない状況であった。

以上のことから、市議会としては、令和6年10月4日の本会議において「市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の名称変更及び調査事項の追加に関する決議」を可決し、「読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項」について、本委員会の調査事項に追加し、議会が自ら調査することとしたものである。

第3 特別委員会

1 特別委員会の設置

上記事項の調査は、地方自治法第109条及び延岡市議会委員会条例第4条の規定により委員8人からなる市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。(令和6年10月4日に「市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する調査特別委員会」へ名称変更)

2 調査権限

本市議会は、第1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

3 調査期間

本委員会は、第1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 委員の定数、委員長、副委員長及び委員の氏名（会派名等）

委員定数8名（現員8名）

委員長 北林幹雄（自民党きずなの会）

副委員長 甲斐行雄（友愛クラブ）

※令和6年9月17日 委員辞任

小野正二（公明党市議団）

※令和6年9月19日 副委員長就任

委員 柴浩信（自民党きずなの会）

宮田博徳（立憲民主党市議団）

前田遼（友愛クラブ）

※令和6年12月13日 委員就任

梶本英一（自民党きずなの会）

平田信広（無会派（日本共産党））

上杉泰洋（無所属市民の会）

第4 調査経費

(1) 令和5年度分：150万円以内（令和5年9月29日議決）

(2) 決算額

節	内容	金額
旅費	費用弁償（委員、証人）	204,320円
	職員普通旅費	25,080円
委託料	弁護士助言業務委託料	465,300円
	委員会議事録作成委託料	250,800円
合計		945,500円

(3) 令和6年度分：230万円以内（令和6年3月22日当初議決150万円以内、令和6年12月13日変更議決230万円以内）

(4) 決算額

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	255,641 円
委託料	弁護士助言業務委託料	891,000 円
	委員会議事録作成委託料	392,040 円
合 計		1,538,681 円

(5) 令和7年度分：66万円以内（令和7年3月21日議決）

(6) 決算見込み額（令和7年6月27日現在）

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	68,534 円
委託料	弁護士助言業務委託料	297,000 円
	委員会議事録作成委託料	0 円
合 計		365,534 円

(7) 委員会設立後からの決算見込み額（令和7年6月27日現在）

予算上限額：4,460,000 円

決算見込み額：2,849,715 円

第5 委員会の開催状況（第4回中間報告以降）

回	開催日時	調査の概要
第42回	令和7年3月28日（金） 開会：午後10時01分 閉会：午後14時08分	1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について
第43回	令和7年4月16日（水） 開会：午後1時00分 閉会：午後2時47分	【一部秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について

第 44 回	令和 7 年 4 月 18 日 (金) 開会：午後 1 時 00 分 閉会：午後 4 時 00 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について 3 書面での追加調査について 4 市当局への記録等の請求について 5 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 45 回	令和 7 年 5 月 9 日 (金) 開会：午後 3 時 00 分 閉会：午後 4 時 54 分	【秘密会】 1 前回の委員会における指摘事項について 2 委員会の最終報告を行う時期について 3 読谷山市長及び山本副市長に対する証人尋問について 4 書面での追加調査に対する回答について 5 請求記録等の受領について 6 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 46 回	令和 7 年 5 月 14 日 (水) 開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 3 時 09 分	【秘密会】 1 読谷山市長及び山本副市長に対する証人尋問について 2 総務部総務課の案件に関する市当局からの報告状況等について 3 市職員へのアンケート調査の記載内容に関する事実確認について 4 委員会の中間報告（案）について 5 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 47 回	令和 7 年 5 月 28 日 (水) 開会：午前 10 時 45 分 閉会：午後 3 時 10 分	【秘密会】 1 委員会の中間報告（案）について 2 本委員会に対する市民からの申し入れ文書について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 48 回	令和 7 年 6 月 2 日 (月) 開会：午前 10 時 30 分 閉会：午前 10 時 54 分	1 読谷山洋司市長の市長辞職の意向を受けた今後の委員会の活動について
第 49 回	令和 7 年 6 月 20 日 (金) 開会：午前 11 時 00 分 閉会：午後 0 時 21 分	【秘密会】 1 定例会最終日の委員会の報告について 2 総務部総務課の案件に関する市当局からの報告について 3 上下水道局の案件に関する市当局からの報告について 4 本委員会の調査事項に関する陳情書の取扱について 5 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 50 回	令和 7 年 6 月 25 日 (水) 開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 2 時 50 分	【秘密会】 1 定例会最終日の委員会の報告について 2 本日の議事内容の秘密事項の確認について

※ なお、本委員会の調査において、市職員である証人尋問の出席者の特定を防ぐため、市職員に対する証人尋問については、委員会を秘密会として開催した。

第6 証人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

●第13回尋問（令和7年3月28日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
読谷山 洋司 市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項（以下の事項に関する認識等） （1）令和5年8月10日の緊急部課長会議における発言等 （2）市職員に対する男性性器の俗語を用いた発言 （3）女性職員に対する「更年期障害」との発言 （4）市職員へのアンケート調査等で回答されたハラスメント行為に該当する可能性がある発言等 （5）市職員へのアンケート調査等で回答されたハラスメント行為には該当しないが、不適切である可能性がある発言等 	10：02 ～ 12：01
山本 一丸 副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項（以下の事項に関する認識等） （1）令和5年8月10日の緊急部課長会議における発言等 （2）市職員に対する男性性器の俗語を用いた発言 （3）女性職員に対する「更年期障害」との発言 （4）市職員へのアンケート調査等で回答されたハラスメント行為に該当する可能性がある発言等 （5）市職員へのアンケート調査等で回答されたハラスメント行為には該当しないが、不適切である可能性がある発言等 	13：00 ～ 14：04

●第14回尋問（令和7年4月16日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
松田 満男 議員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項 	13：03 ～ 13：51
早瀬 賢一 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項 	14：01 ～ 14：32

●第15回尋問（令和7年4月18日）

証人	証言を求めた事項	尋問時間
証人⑳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項 	13：10 ～ 13：50
証人㉑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項 	13：55 ～ 14：22

証人⑳	・令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項	14:42 ～ 15:00
証人㉑	・令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項	15:05 ～ 15:25
証人㉒	・令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項	15:30 ～ 15:50

第7 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

提出を求めた記録	請求先
○第10回請求（令和7年4月17日） 【送付を求める記録】 ◎市長による市職員に対するハラスメント行為の事案に関するもの ・某スポーツ大会に関する資料 （アンケート調査の回答者の特定を防ぐため詳細は未記載とする） ◎令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関するもの ・令和6年3月13日付け延議第787号「令和6年4月1日付け議会事務局職員定期人事異動発令について」との件名で読谷山市長に通知した文書の原本 【照会事項】 ◎市長による市職員に対するハラスメント行為の事案に関するもの ・某スポーツ大会に関する事項 （アンケート調査の回答者の特定を防ぐため詳細は未記載とする）	延岡市長 読谷山 洋司

第8 実地調査の有無

（1）記録の分析

市長等から本報告書「第7 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求め、その分析を行った。

（2）実地調査

なし

（3）証人尋問の実施

令和7年3月28日（第42回委員会）から令和7年4月18日（第44回委員会）までの間、延べ9人に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。

なお、9人の証人については、出頭拒否や証言拒否はなかった。

第9 告発等の有無

なし

第 10 調査結果

■上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項

上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項については、これまでの中間報告により最終的な報告は終了しているが、この中で事案の対象となった工事に係る工事代金の支払いについて、本委員会は、令和6年10月4日に行った中間報告において「完工から2年以上も工事代金が未払いである状況を1日も早く解消する必要があることや、場合によっては、支払い遅延金が発生することも危惧されることから、まずは、市当局に対して、実際に工事を施工した業者②に対する早急な工事代金の支払いを、顧問弁護士の助言を仰ぎながら行うよう強く求めたい。」と指摘していた。

この件については、このほど市当局より「令和7年6月9日付で実際に工事を行った業者②との間で支払いに関する合意が得られたため、令和7年6月20日に工事代金及び支払い遅延金相当額の支払いを行った。」との報告を受けた。

本事案に関する工事代金の未払いについては、本委員会としても危惧していたが、時間が掛かったとはいえ、実際に工事を施工した業者に支払われたことに安堵したところである。

■読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項

読谷山市長による職員に対するハラスメント等の実態を調査するにあたり、まずは、職員に対し、地方自治法100条に基づく調査としてのアンケート調査を実施した。アンケート調査については、多くの職員からの回答を得るため、記名による回答か、無記名による回答かの判断を職員に委ね、さらに、どの職員がアンケート調査に応じたのかという事実や回答の内容が特定できない方法として、セキュリティの高い庁内システムを活用しての調査を実施した。結果として、職員670人、元職員13人から回答があり、想定を超える方々から協力いただいたことに感謝しているところである。

また、証人尋問に応じていただいた職員5人、読谷山市長、山本副市長については、委員からの尋問に対し、記憶に従って、誠実に証言していただいたことに対して敬意を表するものであり、また、本委員会として実態を把握する上でこれらの証言は、重要な意味を持つ結果となった。

市長においては、いわゆる『ボウフラ発言、演台を叩く行為』や『男性性器発言』に関して、それらの具体的内容について証言をした上でいずれについてもハラスメントには該当しないとの認識を示し、その理由として、業務に必要な指示、指導等の範囲内での言動であること、そして、その言動によって当該職員の就業環境は害されていないことからハラスメントの要件には該当しないとの考えを示されていた。

一方、職員に対するアンケート調査の結果においては、市長が職員に対して指導等を行う際に用いたこれらの言動について、指導等とする市長の趣旨は伝わっておらず、別の表現を用いた指導を行うべきであった等とする回答が多くみられたところであり、このような職員の受け止め等を踏まえ、これらの言動については、国家公務員に適用される人事院規則や延岡市職員に適用される延岡市ハラスメント防止規程に照らし合わせると、ハラスメントに該当すると判断せざるを得ないと考えているところである。

このほかにも、職員に対するアンケート調査の結果において、様々な事案が触れられる中で、職員が市長に対して意見できるような関係性が築き上げられていないと思われる内容も多く、本委員会としては、市長に対して、ご自身の言動に対する職員側の受け止めや思いを率直に感じていただき、改めて、職員との信頼関係の構築に努めていただきたいということを今期定例会において報告する予定であった。

このような中、市長より、6月2日に、病氣療養を理由に今月末日をもって市長の職を退職するとの申し出が議長にあり、今後は、治療に専念するという一方で、政治活動から引退されることが明らかになったところである。

本委員会においては、市長が、病氣療養を理由として市長の職を退職し、政治活動からも引退されるという事実を受け止めたうえで、本調査に関する報告の必要性や在り方について協議を行ったところ、当初予定していた内容での調査報告は見合わせる事となったが、これまで実施してきた調査内容については、改めて、委員会を開催し、最終的に報告書として取りまとめを行うこととなる。なお、本委員会において、現時点で取りまとめている内容について、今回報告を行う上で本市議会全体としての共通認識を図る必要性があるものと判断し、本市議会議員全員への共有を行うこととした。

このほか、市長においては、6月18日の本会議における平田信広議員の一般質問に対して、「不正業務やずさんな事務処理を深く反省して、信頼回復に真剣に取り組む市長に対して、その訓示をもってハラスメントなどと、そのような扱いをするようでは、いつまでたっても不正業務やずさんな事務処理はなくなる。議員の皆様には、不正業務やずさんな事務処理を、本来議員の皆様方がただす立場にあるのではないかと、改めて申し上げたいと思っている」と答弁されたが、このことに関して、本委員会においては、職員の不正行為に対して再発防止等を徹底することを目的として、市長が訓示を行ったこと自体については、何ら否定等は行っておらず、むしろ市長として組織や部下に指導等を行うことは当然であると考えている。

その上で、本委員会として問題としていることは、この訓示の際に、市長が『ボウフラ』という表現を用いたことや、『演台を叩く』という行為があったことであり、そのことに関してこれまで調査を行ってきたところで、前述の6月18日の市長の答弁は、本委員会の調査の目的や意図を理解されておらず、大変残念な発言であると受け止めているところである。

このような観点からも、次期市長に対しては、職員の指導等について、誤解を招くような言動は行わないとともに、市職員に自身の意思を的確に伝えられるように、日頃より市職員と適切なコミュニケーションを図っていただくことをお願いしていきたいと考えている。

併せて、市職員に対しても、より一層の綱紀粛正及び適正な事務の執行を強く求めたい。

以上が、本委員会の中間報告となるが、読谷山市長におかれては、まずは、治療に専念していただき、一日も早く回復されることをお祈り申し上げます。